

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省）

制 度 名	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る特別償却制度の延長		
税 目	所得税・法人税（措法第 1 2 条、第 4 5 条、第 6 8 条の 2 7）		
要 望 の 内 容	離島振興対策実施地域として指定された地区における、製造業、情報サービス業等及び旅館業（過疎に類する地区）の用に供する設備（取得価額 2,000 万円超）に係る特別償却制度（機械・装置 10/100（旅館業を除く）、建物・附属設備 6/100）を 2 年間延長する。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	一百万円 （▲600 百万円の内数）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全等に重要な役割を担っている離島等について、産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にあり、また、人口の減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、コミュニティが失われつつある。 このような状況を踏まえ、民間事業者の離島振興対策実施地域への進出や設備投資を促し、地域における雇用の増大等を図ることにより、離島振興対策実施地域におけるコミュニティの維持・再生に資する。 (2) 施策の必要性 他の地域と比較し著しい人口の減少・高齢化といった厳しい状況にある中、産業活動の活性化、雇用の確保、交流・定住人口の拡大を図り、コミュニティの維持・再生を期するため、法人や個人の設備投資を行う事業者を対象に投資を誘発させるインセンティブを与える所得税、法人税の特別償却制度を引き続き延長する。 仮に本特例の適用期間が延長されなかった場合、離島振興対策実施地域の総人口が直ちに極端な減少に転じることはないものと考えられるが、人口は従来にも増して減少していく傾向になるものと想定される。また、今般の改正離島振興法においても交流・定住促進が国の責務として追加されたところ。このため、本税制特例措置を継続し、引き続き離島地域の人口減少の抑制及び地域経済の底支えを行う必要がある。 以上のようなことから、本特例は必要不可欠のものであり、適用期間を延長する必要がある。		
今回の要望に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	○政策評価体系における位置付け 《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 農村の振興（産業、農村機能） 《政策分野》 農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全 ○食料・農業・農村基本計画（平成 22 年 3 月 30 日閣議決定） 3. 農村の振興に関する施策 (4) 集落機能の維持と地域資源・環境の保全 ①農村コミュニティの維持・再生 「農村では、人口減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、農村コミュニティが失われつつある。特に、過疎化

			が著しい中山間地域等では、地域資源の保全管理上の問題が深刻化している。(中略)このような状況にかんがみ、(中略)農村コミュニティの維持・再生を図るため(中略)の取組を拡大することが求められている」 ○離島振興法 ・第14条 「国及び地方公共団体は、離島振興対策実施地域の特性に即した農林水産業の振興を図るため、生産基盤の強化、地域特産物の開発並びに流通及び消費の増進並びに観光業との連携の推進について適切な配慮をするものとする。」 2 国及び地方公共団体は、離島における水産業の重要性に鑑み、離島振興対策実施地域の漁業者がその周辺の海域の漁場において、安定的に水産業を営むことができるよう、水産動植物の生育環境の保全及び改ざんについて適切な配慮をするものとする。」 ・第19条 「租税特別措置法の定めるところにより、離島振興対策実施地域の振興に必要な措置を講ずるものとする」 ○新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定) 第3章 7つの戦略分野の基本方針と目標とする成果 (4)観光立国・地域活性化戦略 ～地域資源の活用による地方都市の再生、成長の牽引役としての大都市の再生～ 「(前略)離島・過疎地域等の条件不利地域の自立・活性化の支援を着実に進める」 ～農林水産分野の成長産業化～ 「(前略)いわゆる6次産業化(生産・加工・流通の一体化等)や農商工連携(中略)等により、農林水産業の川下に広がる潜在需要を発掘し、新たな産業を創出していく」 ○「食」に関する将来ビジョン(平成22年12月21日決定) Ⅱ 政府一体で取り組む10の成長プロジェクトとそこから導かれる地域の将来ビジョン プロジェクト4「交流」を軸とした農山漁村コミュニティの再生・地域活性化 「(前略)地域住民が主体となり、外部人材を含めた多様な者の参画による農山漁村コミュニティの再生や、新たな集落型ビジネスの創出等の取組による地域活性化を図る」 Ⅲ 今後取り組むべき施策の方向 プロジェクト1 地域資源を活用した6次産業化 (2)6次産業化に向けた研究開発および事業化の推進 「6次産業化に取り組む農林漁業者等に対して事業化に向けた新商品の開発・販路開拓、必要な施設整備等を支援」
--	--	--	---

		政 策 の 達成目標	平成 26 年度の離島振興対策実施地域の人口を 382 千人以上とする。
		租税特別措置の適用又は延長期間	2 年間
		同上の期間 中 の 達 成 目 標	離島振興対策実施地域の人口減少傾向を改善する。 離島振興対策実施地域の人口 H16:452 千人→H26 目標値:382 千人 (H23 目標値:402 千人)
		政策目標の 達 成 状 況	前回要望時の目標（過疎化、高齢化等が進行している地域における人口減少の悪化を抑制）の達成状況については、基準値である「H18 年度末～H20 年度末の年平均人口減少率 1.0%」と比較して、直近（平成 21 年度末～23 年度末）の年平均人口減少率は 1.10%である。 この要因として、条件不利地域である離島地域における顕著な高齢化、乏しい就業機会等による若年層の流出等による地域活力の低下が考えられる。
	有 効 性	要 望 の 措 置 の 適用見込み	・ 平成 25 年度 3 件 ・ 平成 26 年度 3 件
		要望の措置 の効果見込み(手段としての有効性)	当該特別償却を適用した企業のこれまでの実績によると、設備投資に当たって、1 件あたり製造業 50 名程度、旅館業 10 名程度の雇用が創出されているため、当該措置が離島地域の人口減少の底支えに寄与していると考えられる。 よって、当該措置は、企業の進出等において不利な条件を抱える離島地域への民間企業の立地等の促進に向けた有効かつ妥当な手段であり、地域における定住化、集落機能の維持等が図られ、コミュニティの維持・再生に資するものと考えられる。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	
		予算上の措置等の要求内容及び金額	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 6,778 百万円（H24 当初、国費） （定住や二地域間居住、都市との交流を促進し、農山漁村地域の活性化を図るため、各地域が実施する施設整備を中心とした事業に対する支援。）
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	予算上の措置は、地方公共団体等が定住のための生活環境施設や地域間交流のための拠点施設等を整備する公共性の高い事業を行うために支援するものである。 それに対して、本特例は、個々の民間事業者の離島地域への進出や設備投資を促すインセンティブを与える優遇措置である。

		本特例は、民間事業者の初期投資の負担を軽減し、民間事業者に離島地域への進出や設備投資を促すインセンティブを与えるための課税の繰り延べであり、離島地域における民間事業者の進出や地域の産業振興を促進し、雇用の増大等を図る上での確かつ必要最小限の措置であると考えられる。 また、他の手段と比較した場合、 (1)補助金は、地方公共団体等が定住のための生活環境施設や地域間交流のための拠点施設等を整備する公共性の高い事業を行うためのものであり、民間事業者による建物の取得など、個人の資産形成に資するものには馴染まないこと、 (2)融資は、償還期限内に返済することが必要であるなど制約があることから、本特例の方が誘導効果が高く、妥当である。 なお、本制度は、平成5年度に創設されて以降累次の改正を経て今日まで至っているが、離島地域では全国平均を上回るペースで高齢化の進展と人口減少が続いており、就業機会の確保が課題である。また、今般の改正離島振興法においても交流・定住促進が国の責務として追加されたところ。このため、本税制特例措置を継続し、引き続き離島地域の人口減少の抑制及び地域経済の底支えを行う必要がある。												
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<table><thead><tr><th></th><th>件数</th><th>減収額</th></tr></thead><tbody><tr><td>・ H 2 1</td><td>2 件</td><td>1 9 百万円</td></tr><tr><td>・ H 2 2</td><td>0 件</td><td>0 百万円</td></tr><tr><td>・ H 2 3</td><td>0 件</td><td>0 百万円</td></tr></tbody></table>		件数	減収額	・ H 2 1	2 件	1 9 百万円	・ H 2 2	0 件	0 百万円	・ H 2 3	0 件	0 百万円
		件数	減収額											
	・ H 2 1	2 件	1 9 百万円											
	・ H 2 2	0 件	0 百万円											
	・ H 2 3	0 件	0 百万円											
租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	離島地域は、他の条件不利地域の中でも特に海で隔絶された地域であり、他地域よりも大きなハンディキャップを背負っていることから、もともと企業立地のポテンシャルが低く、多くの実績が見込める地域ではない中で、当該措置の適用は数件程度の安定した実績がある。 また、適用された案件については、特別償却を適用した企業が地元の特産物等を原料に加工工場等を新設し、直接雇用創出につながるなど、当該措置により離島地域の産業の活性化や所得、自治体財政の増加や他の地域との交流の活発化が図られ、定住人口の維持に寄与。 引き続き本特例の周知浸透と更なる活用により、民間事業者の離島地域への進出や設備投資が促され、雇用と所得が確保されることを通じ、地域における定住化、集落機能の維持等が図られ、コミュニティの維持・再生に資するものと考えられる。													
前回要望時の達成目標	過疎化、高齢化等が進行している地域における人口減少の悪化を抑制 (基準値：H18 年度末～H20 年度末の年平均人口減少率 1.0%)													
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	基準値である H18 年度末～H20 年度末の年平均人口減少率 1.0%と比較して、直近（平成 20 年度末～22 年度末）の年平均人口減少率は 0.98%となっており、人口減少の抑制に寄与している。 この要因として、条件不利地域である離島地域における顕著な高齢化、乏しい就業機会等による若年層の流出等による地域活力の低下が考えられる。													
これまでの要望経緯	平成5年度 製造業及び旅館業について要望（製造業のみ○） 平成7年度 適用期限の2年延長 平成9年度 適用期限の2年延長 拡充（過疎に類する地区における旅館業を追加） 平成11年度 適用期限の2年延長 平成13年度 適用期限の2年延長													

	拡充（過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加） 平成 15 年度 適用期限の 2 年延長 拡充（農林水産物等販売業を追加） 除外（ソフトウェア業を除外） 平成 17 年度 適用期限の 2 年延長 平成 19 年度 適用期限の 2 年延長 拡充（取得価額要件を 2,500 万円超から 2,000 万円超に引下げ） 平成 21 年度 適用期限の 2 年延長 平成 23 年度 拡充（情報サービス業を追加） 除外（農林水産物販売業を除外）
--	--